## 統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会(第1回)議事概要

- 1 日時 平成18年3月13日(月)14時30分から16時50分
- 2 場所 虎ノ門パストラル 新館3階 すずらんの間
- 3 出席者

構成員:竹内啓座長、大橋豊彦委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員

内閣府: 櫻井和人参事官

総務省:衞藤英達統計局長、江端康二統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也

調査企画課長、千野雅人経済統計課長

## 4 議題

- (1) 会議の進め方について
- (2) 統計調査の民間開放・市場化テストに関する経緯等
- (3) 研究会における検討事項及びスケジュールについて
- (4) 科学技術研究調査及び個人企業経済調査の概要
- (5) 個人企業に関する経済調査(試験調査)について
- (6) その他

# 5 配布資料

- (1) 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の開催について(案)
- (2) 統計調査の民間開放・市場化テストに関する経緯等
- (3) 研究会における検討事項及びスケジュール(案)
- (4) 科学技術研究調査及び個人企業経済調査の概要
- (5) 個人企業に関する経済調査(試験調査)について
- (6) 公共サービス改革法案について(内閣府資料)

#### 参考

- (1) 指定統計一覧
- (2) 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄)
- (3) 統計調査の民間委託に係るガイドライン
- (4) 政府統計の構造改革に向けて(抄)
- (5) 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(抄)

## 6 議事の概要

- (1) 開会、委員及び総務省側出席者の紹介に引き続き、衞藤統計局長から、研究会開催に当たり挨拶があった。
- (2) 座長に竹内啓委員が選任された。
- (3) 会議の進め方について、資料1のとおり了承された。

(4) 事務局から、資料 2 に基づきこれまでの経緯について説明が行われ、その後、内閣府市場化テスト推進室から資料 6 に基づき市場化テストの意義について説明が行われた。説明の後、質疑応答が行われた。

主な質問、意見等は以下のとおり。

民間の調査実施能力は、資格要件及び実施要件の中で定めることとなる。統計 は後世まで残る重要なものであるため、その欠落は取り返しがつかない。きちん と調査できる能力をもった業者を選べるように、入札の仕様書で事前に定めてお くことが重要。

官民競争入札において民が落札した場合、一般的には当該業務に携わっていた 官側の職員は他部署に配置転換されることとなる。統計の場合、専門性を維持す るため、縦割り分散型の人事制度を崩し、他部署でも統計業務に携われるような 仕組みがほしい。

(5) 事務局から研究会での検討事項、試験調査の概要等について、資料3、4及び5に基づき説明が行われ、その後意見交換が行われた。

各委員からの質問等は以下のとおり。

統計調査における企画と実施の境界の設定は難しいが、今回の試験調査は実査部分を民間に委託するもので、調査票設計や標本抽出等は含まれない。

統計業務が民間に委託されたとしても、そもそも統計で得られた情報(秘密の漏洩禁止に限らない)は国のものであって、受託者のものではないという点を明確にしておく必要がある。

今回の試験調査の結果を他の指定統計調査にどのように適用していくのか、検 討が必要。

多くの統計調査においては、調査の実施事務が国から地方への法定受託事務となっており、民間委託する場合、これをどう整理するかも一つの課題。

要件を満たす民間事業者が常に存在するか、検証しておく必要がある。

民間開放の目的は、質の維持・向上と経費の削減。経費については、入札価格のみでなく、仕様書作成に係る官側のコストも勘案すべき。

今回の仕様書の記述が詳細なのは、可能な限り本体調査と同一条件の下で業務を委託することにより、調査主体が官か民かの違いによる調査客体のレスポンスの違いを明らかにするため。

コスト計算は難しいが、ベネフィットを知るためにはコストを知らなければならない。本質的には国の予算制度の問題。

受託する調査機関が本当に要件を満たしているかをチェックする第三者機関を 設けることについて提案があり、今後検討。

- (6) 意見交換の結果、資料5の試験調査の仕様書については、原案どおり了承された。
- (7) 次回以降、議論の状況に応じて委員の追加をすることとされた。また、統計調査の実査の現場に携わっている方のご意見を伺うため、都道府県の担当者等にオブザーバとして出席を求めることとされた。場合によっては研究会の中で試験調査の受託者から意見を伺うこともありうるとされた。次回は平成18年4月に開催予定。